写

総行資第８６号
平成２６年３月３１日

各都道府県選挙管理委員会委員長　殿

総務省選挙部長

政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置の適用期限の延長について（通知）

租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１８に規定する個人のする政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置の適用期限は、平成２６年１２月３１日までとされていたところですが、本日公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成２６年３月３１日法律第１０号）により、当該期限が平成３１年１２月３１日まで延長されることとなりました。つきましては、運用に当たって遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内指定都市選挙管理委員会及び関係政治団体に対して周知方お願いします。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（三）　二
○地方税法等の一部を改正する法律（四）　四
○地方交付税法等の一部を改正する法律（五）　六
○奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（六）　八
○沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（七）　九
○過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（八）　一〇
○成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（九）　一一
○所得税法等の一部を改正する法律（一〇）　一二
○地方法人税法（一一）　一三
○関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（一二）　一三
○雇用保険法の一部を改正する法律（一三）　一四
○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（一四）　一四

〔政令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（一三一）　一四
○地方税法施行令の一部を改正する政令（一三二）　一四
○地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一三三）　一五
○奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一三四）　一五
○過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部を改正する政令（一三五）　一五
○沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（一三六）　一五
○所得税法施行令等の一部を改正する政令（一三七）　一五
○法人税法施行令の一部を改正する政令（一三八）　一六
○地方法人税法施行令（一三九）　一六
○相続税法施行令の一部を改正する政令（一四〇）　一六
○消費税法施行令の一部を改正する政令（一四一）　一六
○国税通則法施行令の一部を改正する政令（一四二）　一六
○国税徴収法施行令の一部を改正する政令（一四三）　一六
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一四四）　一七
○租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（一四五）　一七
○災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（一四六）　一七
○税理士法施行令の一部を改正する政令（一四七）　一七
○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一四八）　一七
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（一四九）　一七
○復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（一五〇）　一七
○復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令（一五一）　一七
○関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一五二）　一七
○土地改良法施行令の一部を改正する政令（一五三）　一七
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令等の一部を改正する政令（一五四）　一八
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（一五五）　一八
○子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令（一五六）　一八
○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一五七）　一八
○子ども・子育て支援法附則第十条第四項の規定に基づく保育緊急確保事業に要する費用の補助に関する政令（一五八）　一八

〔府令〕

○経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令（内閣府三三）　一八

〔府令・省令〕

○情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・経済産業一）　一九
○国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・経済産業二）　一九

〔省令〕

○都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令及び地方債に関する省令の一部を改正する省令（総務三三）　二一
○地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（同三四）　二一

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、四ページに掲載されています。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条のうち過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項第十一号の改正規定中「第十二条第一項第十一号」を「第十二条第一項第十五号」に改める。

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九号

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成二十六年度」を「平成三十一年度」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十号

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条の二」を「第四十四条の三」に、「第百六十五条」を「第百六十五条の二―第百六十五条の六」に、「第百六十六条」を「第百六十六条・第百六十八条の二」に、「第百六十八条」を「第百六十八条・第百六十八条の二」に改める。

第二条第一項第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四　恒久的施設　次に掲げるものをいう。

イ　非居住者又は外国法人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるもの

ロ　非居住者又は外国法人の国内にある建設作業場（非居住者又は外国法人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。）を行う場所をいい、当該非居住者又は外国法人の国内における当該建設作業等を含む。）

ハ　非居住者又は外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの

第二条第一項第十一号中「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に改め、同項第四十二号中「第百六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「これらの号に掲げる非居住者のいずれにも該当しなくなる」を「恒久的施設を有しないこととなる」に、「同項第四号に掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設を有しない」に、「第百六十一条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）」を「第百六十一条第一項第六号（国内源泉所得）」に改める。

第五条第二項第一号中「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に改め、同項第二号中「給付補てん金」を「給付補塡金」に、「第百六十一条第一号の二から第七号まで又は第九号から第十二号まで」を「第百六十一条第一項第四号から第十一号まで又は第十三号から第十六号まで」に改める。

第七条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「第百六十一条（国内源泉所得）」を「第九十五条第一項（外国税額控除）」に、「国内源泉所得（ハ）を「国外源泉所得（ハ）に、「この条」を「この号」に、「国内源泉所得」を「国外源泉所得」に、「及びこれ以外の所得」を「以外の所得及び国外源泉所得」に改め、同項第三号中「掲げる国内源泉所得」を「定める国内源泉所得」に改め、同項第四号中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　外国法人　第百六十一条第一項（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得のうち同項第四号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げるもの

第十五条中「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同条第三号中「第百六十四条第一項第一号から第三号まで（国内に恒久的施設を有する非居住者）に掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設を有する非居住者である」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「第百六十一条第三号（不動産の貸付け等の対価）」を「第百六十一条第一項第七号（国内源泉所得）」に改める。

第二十八条第三項第五号中「千五百万円」を「千二百万円」に改め、同項第六号中「千五百万円」を「千二百四十五万円」に、「二百万円」を「二百三十万円」に改める。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額）

第四十一条の二　居住者が株式を無償又は有利な価額により取得することができる権利として政令で定める権利を発行法人から与えられた場合において、当該居住者又は当該居住者の相続人その他の政令で定める者が当該権利をその発行法人に譲渡したときは、当該譲渡の対価の額から当該権利の取得価額を控除した金額を、その発行法人が支払をする事業所得に係る収入金額、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等の収入金額、第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等の収入金額、一時所得に係る収入金額又は雑所得（第三十五条第三項（雑所得）に規定する公的年金等に係るものを除く。）に係る収入金額とみなして、この法律（第二百二十四条の三（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）、第二百二十五条（支払調書及び支払通知書）及び第二百二十八条（名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書）並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）の規定を適用する。

第二編第二章第二節第三款中第四十四条の二を第四十四条の三とし、第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十

七条	納税の猶予	徴収の猶予

を

第四十

第四十第六項

六条の二第二項	納税	徴収
	一時に	相手国等に一時に
六条の二第四項	納付する	相手国等に納付する
六条の二第五項、及び第十項	納税	徴収
七条	納税の猶予	徴収の猶予

に、

第四十

第四十

九条第一項第一号	完納する	相手国等において完納する

を

第四十

第四十

九条第一項第四号	を滞納した	相手国等において完納する
		について租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助実施決定がされた

に改め、同項の表国税徴収法の項中「が租税条約等実施特例法」を「が相手国等（租税条約等実施特例法」に、「相手国等をいい、」に改め、「我が国」の下に「とする。次条において同じ。」を加え、

第百五十二条

第四十六条第四項

第四十六条第五項

を

第百五十一条の二第一項	一時に	相手国等に一時に
	納税に	相手国等における納税に
		に係る共助実施決定通知書（租税条約等実施特例法第十一条第二項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助実施決定通知書をいう。）
		の納期限（延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日）
第百五十一条の二第二項	の滞納がある	について所轄国税局長等（租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する所轄国税局長等をいう。第百五十九条第一項において同じ。）が徴収をしている場合その他政令で定める

に、

第十条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二　居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例」を「第四節の二　内部取引に係る課税の特例等（第四十条の三の三・第四十条の三の四）」に、「第六十六条の四・第六十六条の四の二」を「第六十六条の四―第六十六条の四の三」に改める。

第一条中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「、相続税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）、相続税法」に改める。

第二条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三及び四　削除

第二条第一項第五号中「法人課税信託」の下に「、恒久的施設」を加え、同条第二項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　恒久的施設　法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。

第二条第二項第二十七号中「及び」を「及び同法第百四十四条の四第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載したもの並びに」に改める。

第二章（第三条の二、第五条の二第六項及び第四十一条の二十一を除く。）中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」に、「国内に恒久的施設を有する外国法人」を「恒久的施設を有する外国法人」に改める。

第三条第二項中「所得税法第百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる」を「恒久的施設を有する」に、「その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられない」を「所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しない」に改め、同条第三項中「第二百二十八条第一項」の下に「並びに次条」を加える。

第三条の二の見出し中「内国法人等に対して支払う」を削り、同条中「内国法人又は国内に」を「居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は内国法人若しくは」に、「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に改める。

第五条の二第二項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改め、同条第五項中「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「、所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に、「同項」を「、第一項」に、「所得税法」を「同法」に改め、同条第六項中「内国法人又は国内に」を「居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は内国法人若しくは」に改め、同条第七項第四号中「第百六十二条に規定する条約」を「第百六十二条第一項に規定する租税条約」に改める。

第五条の三第三項中「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「、所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に、「所得税法」を「同法」に改め、同条第四項第四号中「第百六十二条に規定する条約」を「第百六十二条第一項に規定する租税条約」に改め、同条第十項中「若しくは第九条の六第四項」を削る。

第四十一条第一項中「ある家屋」の下に「（耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第二十四項において同じ。）又は経過年数基準（家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。）に適合するものに限る。）」を加え、「において「既存住宅」を「及び第二十四項において「既存住宅」に、「及び第十項」を「、第十項及び第二十四項」に改め、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十四項から第二十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十三項の次に次の一項を加える。

24　居住者が、建築後使用されたことのある家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項において「要耐震改修住宅」という。）の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、当該要耐震改修住宅をその者の居住の用に供する日（当該取得の日から六月以内の日に限る。）までに当該耐震改修（第四十一条の十九の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。）により当該要耐震改修住宅が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅の取得は既存住宅の取得と、当該要耐震改修住宅は既存住宅とそれぞれみなして、第一項及び第二十一項の規定を適用することができる。

第四十一条の五第七項第一号及び第四十一条の五の二第七項第一号中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の八を次のように改める。

（給付金の非課税）

第四十一条の八　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている者（政令で定める日において住民基本台帳に記録されている者その他これに準ずる者として財務省令で定める者に限る。）のうち、平成二十六年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条（同法第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定によつて課する所得割を除く。以下この項において「市町村民税」という。）が課されていないもの又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の同法の規定による扶養親族とされている者その他の財務省令で定める者を除く。）に対して市町村又は特別区から給付される給付金で、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ハの規定に基づき、同号に規定する消費税率の引上げ（次項において「消費税率の引上げ」という。）に際しての低所得者に配慮する観点から給付されるものとして財務省令で定めるものについては、所得税を課さない。

2　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第二条第一項の給付の支給を受ける者その他の財務省令で定める者（平成二十五年の所得が同法第五条第一項に規定する政令で定める額以上である者その他の財務省令で定める者を除く。）に対して市町村又は特別区から給付される給付金で、消費税率の引上げに際しての児童の属する世帯への経済的な影響の緩和等の観点から給付されるものとして財務省令で定めるものについては、所得税を課さない。

第四十一条の九第四項中「と、「（同法）とあるのは「（所得税法）」を削る。

第四十一条の十の見出し中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に改め、同条第一項中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に改め、同条第二項中「所得税法第百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」に、「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に、「その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられない」を「所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しない」に改め、同条第四十一条の十一（見出しを含む。）中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に改める。

第四十一条の十二第四項中「と、「（同法）とあるのは「（所得税法）」を削り、同条第七項第三号中「を除く」を「その他政令で定めるものを除く」に改める。

第四十一条の十二の二第六項第一号ニを次のように改める。

ニ　利子が支払われる公社債で、その発行価額として財務省令で定める金額の額面金額に対する割合が財務省令で定める割合以下であるもの

第四十一条の十二の二第六項第三号イ中「が国内において」を「の恒久的施設を通じて」に改め、同条第七項中「と、「（同法）とあるのは「（所得税法）」を削る。

第四十一条の十三第五項中「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改める。

第四十一条の十三の二第一項中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に、「帰せられるものその他の政令で定めるもの」を「係るもの」に、「第百六十一条第一項に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」を「第百六十一条第一項第二号に掲げる国内源泉所得」に改め、同条第二項中「特例」と」の下に「、「係るものに限る」とあるのは「係るものに限るものとし、同法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還金（同条第一項第一号に掲げる償還金をいう。以下この項において同じ。）に係る差益金額（同条第六項第三号に規定する差益金額をいう。以下この項において同じ。）を含む」と」を加え、「（同条第一項第一号に掲げる償還金をいう。以下この項において同じ。）」及び「（同条第六項第三号に規定する差益金額をいう。第一号において同じ。）」を削り、「同条第三項」を「同項」に改め、「と、同項第一号中「係るものに限る」とあるのは「係るものに限るものとし、租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還金に係る差益金額を含む」」を削る。

第四十一条の十三の三第五項中「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改め、同条第七項第四号中「第百六十二条に規定する条約」を「第百六十二条第一項に規定する租税条約」に改め、同条第十三項中「特定振替割引債の発行者」を「特定振替割引債（第七項第七号に規定する振替国債又は同号に規定する振替地方債に該当するものを除く。）の発行者」に改める。

第四十一条の十四第二項第五号中「及び第九十五条」を「、第九十五条及び第百六十五条の六」に、「第九十五条中」を「第九十五条及び第百六十五条の六中」に改める。

第四十一条の十五の三第一項中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に、「同項」を「同法第三十五条第四項」に改め、同条第三項中「第百六十一条第八号ロ」を「第百六十一条第一項第十二号ロ」に改める。

第四十一条の十八第一項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十九第一項中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改め、同項第二号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第三十七条の十三第一項第五号に掲げる指定会社　当該指定会社により発行される株式

第四十一条の十九の四の次に次の一条を加える。

（国外所得金額の計算の特例）

第四十一条の十九の五　居住者の平成二十九年以後の各年において、当該居住者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する国外事業所等（以下この条において「国外事業所等」という。）との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該居住者の各年分の同法第九十五条第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収入すべき金額が過大となるとき、又は損失等の額（当該内部取引に係る同法第三十七条又は第三十八条に規定する必要経費に算入すべき金額に相当するもの又は資産の取得費に相当するものとして政令で定める金額をいう。）が過少となるときは、当該居住者のその年分の同項に規定する国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

前条第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法」という。）第八十八条の九第一項
同条第十一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第十三項において「新租税特別措置法」という。）第八十八条の九第十一項

を

律（平成二十五年法改正前の租税特別措置法」という。）	に改め、「附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同

法」を削り、「旧効力連結措置法」を「旧租税特別措置法」に改め、同表第十三項の項中	
「に」とあるのは「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）（旧効力連結措置法第六十八条の九の二第七項	「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）（同法第六十八条の九の二第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に」

を

八条の九の二第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に」とあるのは「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）（旧効力連結措置法第六十八条の九の二第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に」と	に改める。

附則第八十六条第四項及び第八項中「まで並びに」を「まで、第二十八項並びに」に改め、同条第十二項中「同項第五号」を「同項第四号」に、「第七十条の七の二第二十八項及び第二十九項」を「第七十条の七項及び第二十九項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　平成二十六年七月一日

イ　第七条中国税通則法第七十四条の九の改正規定並びに附則第三十九条第二項及び第百五十八条の規定

ロ　第十一条中税理士法第二条第一項第二号の改正規定及び同法第三十四条の改正規定並びに附則第百三十六条第四項の規定

二　次に掲げる規定　平成二十七年一月一日

イ　第一条中所得税法第百二十一条第三項の改正規定及び附則第八条の規定

ロ　第十条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第十条の六第一項の改正規定（「政令で定める金額」の下に「の百分の九十」を加える部分に限る。）、同法第十三条第一項の改正規定（「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第二十六条第二項に一号を加える改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第四項に係る部分（「第十五項」を「第二十五項」に改める部分を除く。）、同条第五項第一号中「設けられるものをいう」の下に「。以下この条において同じ」を加える部分、同項第三号に係る部分、同条第六項に係る部分及び同条第十二項に係る部分を除く。）、同法第三十九条の改正規定、同法第四十二条の二の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第三十七条の十四第二十五項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第三十七条の十四第十七項から第二十一項まで」を「第三十七条の十四第二十七項から第三十一項まで」に改める部分に限る。）及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第五十条、第五十二条、第五十三条第六項、第五十六条、第六十一条（第四項を除く。）、第六十三条及び第百六十二条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（「第十五項」に改める部分に限る。）の規定

ハ　第十二条の規定（同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条の改正規定を除く。）並びに附則第百三十七条第二項及び第百六十二条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の改正規定（「第四条第一項」の下に「若しくは第四条の三第一項」を加える部分に限る。）に限る。）の規定

三　次に掲げる規定　平成二十七年四月一日

イ　第一条中所得税法第百三十二条第二項ただし書の改正規定及び附則第九条の規定

ロ　第五条中相続税法第三十八条第四項ただし書の改正規定及び附則第三十七条第一項の規定

ハ　第七条中国税通則法第四十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十九条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第三十九条第一項の規定

ニ　第八条中国税徴収法第二条第十号の改正規定、同法第百五十一条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第百五十二条の改正規定並びに附則第四十条第三項及び第四項の規定

ホ　第九条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第四項の改正規定

ヘ　第十条中租税特別措置法第六十六条の四の二第二項ただし書の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える改正規定、同条第六項の改正規定（「法人税」の下に「及び地方法人税」を加える部分を除く。）、同法第六十八条の八十八の二第二項ただし書の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える改正規定、同条第六項の改正規定（「法人税」の下に「及び地方法人税」を加える部分を除く。）及び同法第九十四条第二項の改正規定並びに附則第九十一条第三項及び第百二十三条第三項の規定

ト　第十一条の規定（同条中税理士法第二条第一項第二号の改正規定、同法第三条に一項を加える改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条第一項第五号の改正規定、同法第二十四条の改正規定（同条第二号中「及び非常勤の職を除く。以下」を「、非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第四十三条において」に改める部分を除く。）、同法第二十五条第一項第二号の改正規定、同法第二十六条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十三条第五項の改正規定及び同法第三十四条の改正規定を除く。）及び附則第百三十六条第五項から第七項までの規定の確保に関する特別措置法第六十三条第十二項の改正規定

チ　第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法